

○振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準

昭和五十三年四月十四日

山口県告示第三百六十九号

振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第四条第一項の規定に基づき、同項に規定する時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のとおり定め、昭和五十三年五月一日から施行する。

指定地域	区域の区分\時間の区分	昼間	夜間
玖珂郡和木町並びに熊毛郡田布施町及び平生町の地域で振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十八号)により指定された地域	第一種区域 (別図の淡緑色及び黄色で着色した部分の区域をいう。)	六十デシベル	五十五デシベル
	第二種区域(一) (別図の桃色で着色した部分の区域をいう。)	六十五デシベル	六十デシベル
	第二種区域(二) (別図の空色で着色した部分の区域をいう。)	七十デシベル	六十五デシベル

注

- 1 昼間とは、午前八時から午後七時までとし、夜間とは、午後七時から翌日の午前八時までとする。
- 2 「デシベル」とは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二の振動加速度レベルの項に掲げるデシベルをいう。

備考 別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

改正文(昭和五五年告示第二六九号)抄

昭和五十五年四月一日から施行する。

改正文(昭和五六年告示第三二八号)抄

昭和五十六年四月一日から施行する。

改正文(昭和五八年告示第二一五号)抄

昭和五十八年四月一日から施行する。

改正文(昭和六〇年告示第一七一号)抄

昭和六十年四月一日から施行する。

改正文(昭和六一年告示第一七七号)抄

昭和六十一年四月一日から施行する。

改正文(昭和六二年告示第二五九号)抄

昭和六十二年四月一日から施行する。

改正文(昭和六三年告示第二〇〇号)抄

昭和六十三年四月一日から施行する。

改正文(平成五年告示第八三〇号)抄

平成五年十一月一日から施行する。

改正文(平成六年告示第一八九号)抄

平成六年四月一日から施行する。

改正文(平成八年告示第二一六号)抄

平成八年四月一日から施行する。

改正文(平成八年告示第二七三号)抄

平成八年四月一日から施行する。

改正文(平成九年告示第二一四号)抄

平成九年四月一日から施行する。

改正文(平成一〇年告示第三一八号)抄

平成十年五月一日から施行する。

改正文(平成一三年告示第二七八号)抄

平成十三年四月一日から施行する。

改正文(平成一四年告示第二五号)抄

平成十四年二月一日から施行する。

改正文(平成一四年告示第一五三号)抄

平成十四年四月一日から施行する。

改正文(平成一六年告示第五三九号)抄

平成十六年十月四日から施行する。

改正文(平成一六年告示第五七七号)抄

平成十六年十一月一日から施行する。

改正文(平成一七年告示第六五号)抄

平成十七年二月十三日から施行する。

改正文(平成一七年告示第一六九号)抄

平成十七年三月二十二日から施行する。

改正文(平成一七年告示第五二二号)抄

平成十七年十月一日から施行する。

改正文(平成一八年告示第一三八号)抄

平成十八年三月二十日から施行する。

改正文(平成二〇年告示第二一八号)抄

平成二十年五月一日から施行する。

改正文(平成二三年告示第一二四号)抄

平成二十三年四月一日から施行する。

改正文(平成二四年告示第一〇五号)抄

平成二十四年四月一日から施行する。
